

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
令和8年6月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600012号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600004号

第1 結論

平成2年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年*月

私は、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を17回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600014号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年12月11日から昭和44年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が5万2,000円と記録されているが、正しくは6万円だと思う。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額について、5万2,000円と記録されているが、正しくは6万円だと思う旨主張している。

しかしながら、A社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、請求期間の厚生年金保険に係る届出、厚生年金保険料控除及び給与支給額について不明である旨回答している。

また、B健康保険組合は、保存期間経過により、請求期間当時の資料はない旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている請求者の請求期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。